

宮古市観光振興ビジョン

令和4年4月

宮古市



ごあいさつ

宮古市は、宮古の観光振興を目的として、令和2年度から令和5年度までを計画期間とする宮古市観光振興ビジョンの策定を進めておりました。

然るに、令和元年の台風第19号災害、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により計画策定内容の大幅な変更を余儀なくされました。

観光業の落ち込みは地域経済の大きな痛手であり、宮古市が活力に満ちた産業振興都市として継続的に発展していくためには、観光の振興と発展が不可欠であります。

本ビジョンにおいては、コア・プロジェクトを中心とした施策により、持続可能な観光地として、賑わいのある宮古市をつくるための宮古市観光振興ビジョンを策定いたしました。

ビジョンの実現には、官民が連携して魅力ある観光地を構築するための付加価値の創出が重要であり、市民の皆様や関係団体と行政の協力が不可欠となりますので、皆様の参画・協働をお願いいたします。

観光振興ビジョンの策定にあたり、ご審議いただきました宮古市観光審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和4年4月1日

宮古市長 山 本 正 徳

《 目 次 》

第1章 策定の趣旨	-4-
1. ビジョン策定の目的	-4-
2. ビジョンの性格	-4-
3. ビジョンの目標年次	-4-
第2章 市の特性	-5-
1. 位置・自然条件	-5-
2. 気候	-6-
3. 人口	-6-
第3章 現状と課題	-7-
1. 東日本大震災による観光施設等の被害及び復旧状況	-7-
(1) 公共の施設等の被害及び復旧状況	-7-
(2) 宿泊施設状況	-7-
2. 観光の現状	-8-
(1) 観光を取り巻く環境	-8-
(2) 国際観光の動向	-9-
(3) 日本人旅行者の動向	-10-
(4) 県内の観光の動向	-13-
(5) 宮古市の観光の動向	-15-
3. 観光の課題	-20-
(1) 観光拠点の再整備	-20-
(2) 地域観光資源の活用	-21-
(3) 体験型観光の推進	-22-
(4) インバウンドの受入強化	-22-
第4章 観光振興の重点施策（コア・プロジェクト）	-23-
1. 基本方向	-23-
2. コア・プロジェクトの概要	-23-
(1) 観光拠点再整備事業	-23-
(2) 地域観光資源活用事業	-24-
(3) 体験型観光推進事業	-25-
(4) インバウンド受入強化	-25-

3. コア・プロジェクトの個別施策	-26-
(1) 観光拠点再整備事業	-26-
(2) 地域観光資源活用事業	-26-
(3) 体験型観光推進事業	-26-
(4) インバウンド受入強化	-26-
4. 計画推進のスケジュール等	-27-
(1) 施策の目標	-27-
(2) スケジュール	-28-
5. 計画推進のための関係団体との協働	-28-
資料編	-29-
■ 宮古市観光審議会について	-30-
1 宮古市観光審議会開催状況	-30-
2 宮古市観光審議会委員名簿	-30-
3 宮古市観光審議会に関する条例	-31-

第1章 策定の趣旨

1. ビジョン策定の目的

宮古市が活力に満ちた産業振興都市として継続的に発展していくために、観光の発展が不可欠です。近年の台風などによる自然災害、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市の経済は大きな打撃を受け、観光事業者を取り巻く環境は、非常に厳しい状況となっております。

また、近年の観光旅行ニーズは、画一化した旅行から、体験型観光などの目的性、テーマ性の高い旅行へと変化し、旅行形態も団体型から小グループ型、家族型などに移行してきており、受け入れにも多様な対応が求められています。

本ビジョンは、観光が目指すべき方向を明確にし、持続可能な観光を目指し、官民が連携して賑わいのある宮古市をつくるために策定するものです。

2. ビジョンの性格

宮古市観光振興ビジョンは、新たな宮古市総合計画並びに宮古市産業立市ビジョンにおける観光分野の個別計画に位置付けられるもので、観光振興の取り組みの基本的な方針を示すものです。

3. ビジョンの目標年次

宮古市観光振興ビジョンは、令和4年度を初年度とし、令和6年度を目標年次とする3ヶ年計画とします。

第2章 市の特性

1. 位置・自然条件

宮古市は岩手県の沿岸部、三陸海岸のほぼ中央に位置し、西側は盛岡市、南側は花巻市、遠野市、山田町、北側は岩泉町にそれぞれ接しています。

宮古市の東部は太平洋に面し、北側は典型的な隆起海岸で、海食崖や海岸段丘が発達しており、南側は北上高地の裾野が沈水してできたリアス海岸で、南北で対照的な景観を見せ、入江と岬が交互に続く起伏に富んだ美しく壮大な景観は国立公園に指定され、多くの観光客が訪れます。

東日本大震災後、この国立公園を含む区域は、平成 25 年 5 月 24 日に「三陸復興国立公園」として国の指定を受け、また、平成 25 年 9 月 24 日には「三陸ジオパーク」として、日本ジオパークの認定を受け、令和元年 12 月 25 日には再認定を受けました。

三陸沖合は、南からの黒潮と北からの親潮、そして津軽海峡から沿岸を南下してくる津軽暖流の三つの海流が複雑に交じり合う海域が広がっています。

1 年を通じて豊富な魚種に恵まれることから、世界有数の漁場のひとつに数えられ、「三陸漁場」と呼ばれています。

陸地に目を向けると、東は本州最東端の地「^{とどがさき}鮭ヶ崎」を有する重茂半島があり、くさび形に切り込んだ宮古湾に閉伊川が流れ込み、下流部一帯は市の中心地として市街地を形成しています。この平地を囲むように標高 1 千メートルを超える急峻な山々と丘陵地からなる広大な北上山地が北、西、南の三方に広がっています。

北上山地の最高峰である早池峰山とその一帯は、高山植物の宝庫として国定公園に指定されています。

区界高原と早池峰を水源の一つとする閉伊川は、深山から流れ出す清水と養分を集めて宮古湾へと流れ下ります。

宮古市の総面積は、約 1,260 平方キロメートルで、岩手県の総面積の約 8.2%を占めています。そのうちの約 92%は森林で、平地は閉伊川などの河口付近と各河川流域の一部に点在しています。

【面積】

単位：km²

総面積	宮古地区	田老地区	新里地区	川井地区
1,259.89	339.48	101.05	256.29	563.07

資料：宮古市の統計

2. 気候

宮古市の東側、沿岸部は東北太平洋沿岸特有の気候で、夏は冷涼な北東風（やませ）の影響を受けやすく、冬は北上山地が雪雲を遮るため日照時間が長く温暖で乾燥します。

西側は標高が高く内陸性気候を帯び、1年を通じて冷涼で、冬は積雪が多くなります。

3. 人口

宮古市の人口は、令和4年1月1日時点で49,274人、地区ごとの内訳では、宮古地区42,047人、田老地区2,759人、新里地区2,394人、川井地区2,074人となっています。

世帯数は23,163世帯で、地区ごとの内訳では、宮古地区19,770世帯、田老地区1,234世帯、新里地区1,070世帯、川井地区1,089世帯となっています。

年齢構成では70代が最も多く16.4%、次いで60代が15.2%、その次が50代で13.5%となっています。

人口動態は、自然動態（出生と死亡）、社会動態（転入と転出）ともに、それぞれ死亡が出生を、転出が転入を上回り、減少となっています。

【年齢別人口】

単位：人

年齢別	令和4年1月1日時点			
	男	女	計	割合
10歳未満	1,563	1,424	2,987	6.1%
10代	1,897	1,827	3,724	7.6%
20代	1,876	1,544	3,420	6.9%
30代	2,198	2,068	4,266	8.7%
40代	2,946	2,720	5,666	11.5%
50代	3,461	3,193	6,654	13.5%
60代	3,667	3,807	7,474	15.2%
70代	3,664	4,394	8,058	16.4%
80代	2,052	3,451	5,503	11.2%
90代	369	1,107	1,476	3.0%
100歳以上	4	42	46	0.1%
総数	23,697	25,577	49,274	100%

第3章 現状と課題

1. 東日本大震災による観光施設等の被害及び復旧状況

宮古市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波被害により、これまでに類を見ない規模の甚大な被害を受けました。

被害状況及び復旧状況は以下のとおりです。

(1) 公設の施設等の被害及び復旧状況

地区	被害施設名	被害額(千円)	設置主体	復旧状況
出崎埠頭	宮古市広域総合交流促進施設 (シートピアなあと)	1,000,000	宮古市	平成25年復旧
浄土ヶ浜	浄土ヶ浜レストハウス	500,000	宮古市	平成24年復旧
	レストハウス前トイレ	40,000	宮古市	平成26年復旧
	マリンハウス前トイレ	40,000	環境省	平成24年復旧
	砥石浜休憩棟・トイレ	50,000	環境省	砥石浜休憩棟 平成27年復旧
崎 山	女遊戸海水浴場トイレ	40,000	岩手県	令和元年復旧
重 茂	姉吉キャンプ場	100,000	宮古市	平成28年復旧
田 老	前須賀海水浴場トイレ	40,000	宮古市	廃止
	小港海水浴場トイレ	40,000	宮古市	令和元年復旧
	沢尻・原下東屋	116,000	岩手県	令和3年復旧
	沼の浜キャンプ場	510,000	岩手県	廃止
	三王岩前東屋休憩棟	5,000	岩手県	令和3年復旧
	自然歩道	8,602,000	岩手県	令和元年復旧
	合計	11,118,000		

※宮古市の管理する観光施設等を記載

(2) 宿泊施設状況

	宿泊施設	被災無	被災あり	備考
宮古地区	35	5	30	
田老地区	7	1	6	
新里地区	3	3	0	
川井地区	2	2	0	
計	47	11	36	

2. 観光の現状

(1) 観光を取り巻く環境

①旅行スタイルの多様化

観光客を取り巻く環境はここ数年で大きく変わり、LCC（ローコストキャリア）や観光列車などの台頭による移動手段の変化、またインターネットなどの情報ツールの普及により、旅行スタイルの主流は、団体旅行から個人旅行へと変化しました。

また、近年ではSNS(ソーシャルネットワークサービス)の普及により、情報は取得するものから発信するものと変わりつつあり、旅行の形態に加え、目的や内容も大きく変化しており、観光ニーズについても、団体で自然景観や名所を楽しむ従来の発地型観光に加えて、民泊などに代表される住民との交流など着地型観光、体験型観光も注目されています。

②インバウンド

政府は、観光先進国への新たな国づくりに向けて、平成28年3月20日、「明日の日本を支える観光ビジョン」（以下、ビジョン）を策定しました。

ビジョンでは、観光を地方創生の切り札とし、観光資源の魅力の向上や国際競争力を高め、日本の基幹産業とするために、環境整備や訪日プロモーションの強化の必要性が示されています。

また、近年のインバウンド急増を受けて、訪日外国人観光客数を、令和2年に4,000万人、令和12年に6,000万人を目指すとしています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による入国制限等により、コロナ禍以前のような増加は難しい現状となっています。

③新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年1月に発生した新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の世界的なパンデミックを受け、観光需要は大幅に縮小しており、政府は、感染症拡大防止と社会経済活動の両立を目的とした行動指針である「新しい生活様式」を打ち出し、密の回避やテレワークの促進を推奨しています。

また、観光庁は感染症拡大防止のための留意点をまとめた「新しい旅のエチケット」を公表し、マスクの着用や混雑の回避等が推奨すると共に、日本観光振興協会と経団連、ワーケーション自治体協議会により、ワーケーションが推進されるほか、地元や近隣への観光を指すマイクロツーリズムが注目されています。

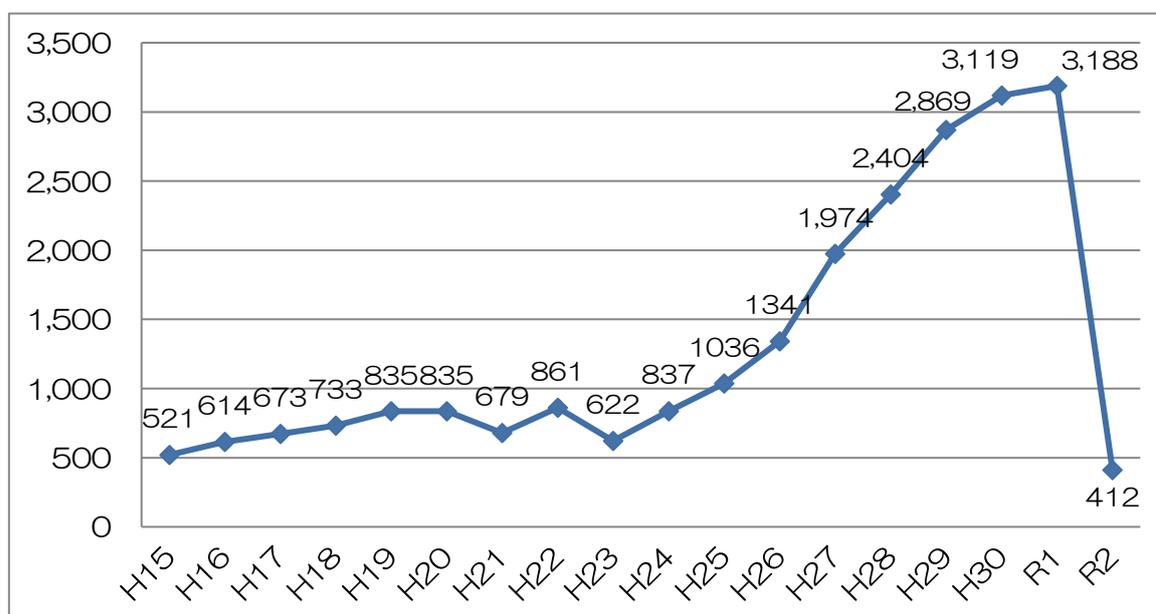
(2) 国際観光の動向

SARS が猛威を振るった平成 15 年と、世界的な不況や新型インフルエンザの流行した平成 21 年には、国際観光客の数は鈍化しましたが、近年一貫して増加傾向にありました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大による入国制限等により大幅に減少し、UNWTO（国連世界観光機関）発表の世界観光動向によると、令和 2 年の国際観光客数は、前年比 73.1%減の 3 億 9,400 万人となりました。今後しばらくの間は、横ばいで推移するものと予想されます。

アジア地域では、中国への外国人旅行者数が最も多く、令和元年の調査では 6,573 万人でした。日本は世界で 12 位、アジアで 3 位の 3,188 万人で、過去最高に達しましたが、令和 2 年は、新型コロナウイルス感染の世界的な流行に伴い、各国の水際対策等が強化された影響等により、前年比 87.1%減の 412 万人となっております。

【訪日外国人旅行者数の推移】

単位：万人



資料：令和 3 年版観光白書

(3) 日本人旅行者の動向

①国内旅行の動向

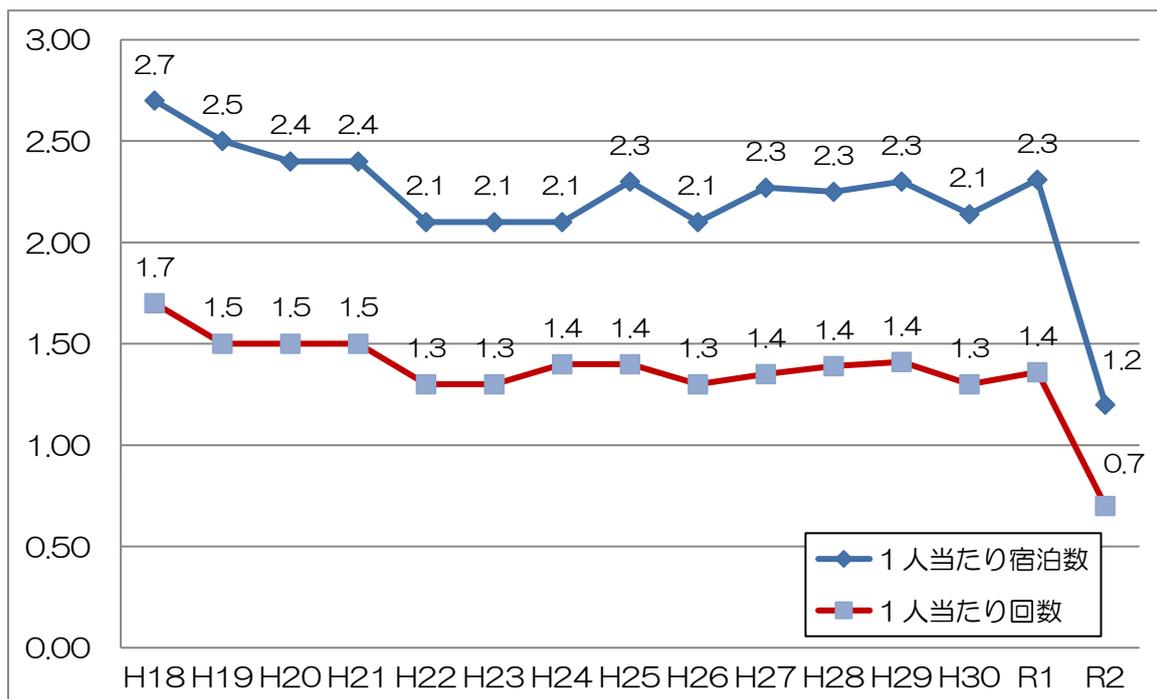
観光庁によると、令和2年の日本人の国内観光旅行者数は、国内日帰り旅行者数は延べ1億3,271万人で、前年比51.8%の減、宿泊旅行者については、延べ1億6,070万人で前年比48.4%の減となりました。

令和2年における国民一人当たりの国内観光宿泊数は、1.2泊、国内宿泊観光旅行回数は、0.7回と推計され、いずれも前年を大きく下回っています。

コロナ禍以降は、国のGoToトラベル事業の実施や、各自治体の宿泊割引などにより、国内旅行やマイクロツーリズムの推進を進めていましたが、感染拡大の影響により、事業の中止や休止が相次いだことにより、大きな観光需要の復活には至っていません。

【国内宿泊観光旅行の推移】

単位：泊、回



資料：令和3年版観光白書

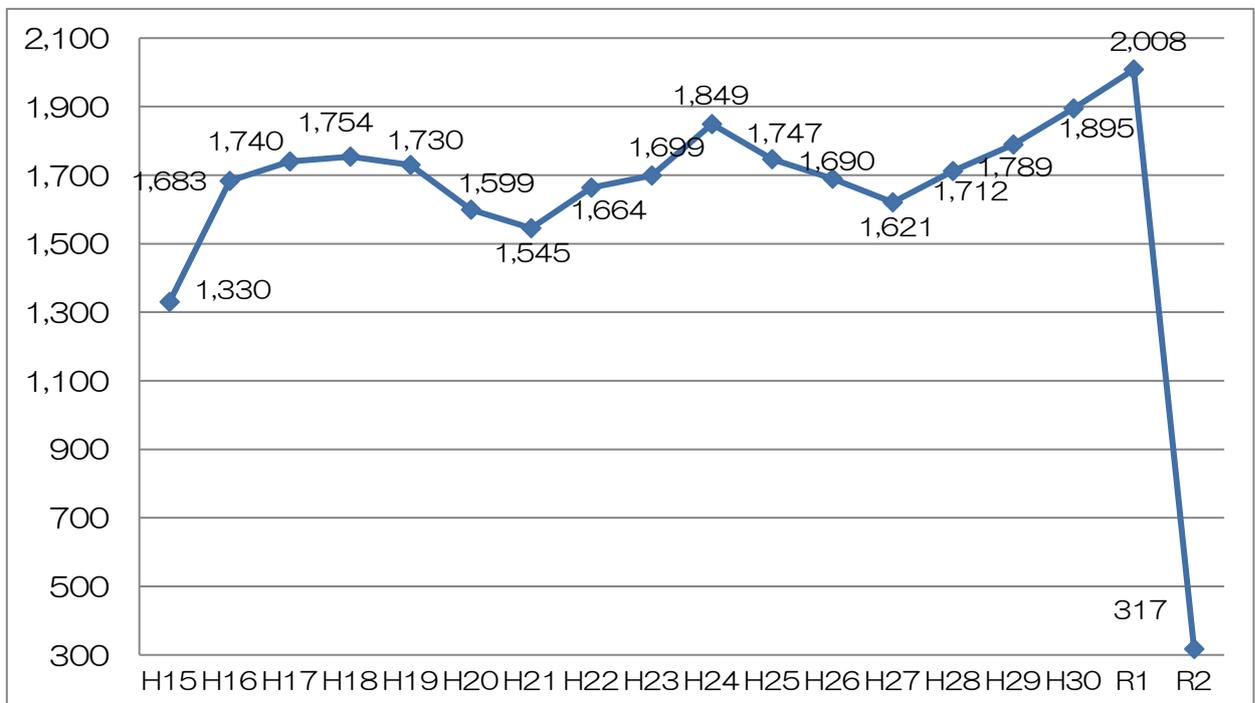
②海外旅行の動向

令和2年の出国日本人数は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、入国制限等の影響により、317.4万人で、前年比84.2%の減と、過去最大の下げ幅を記録しました。

インバウンド需要の回復には、全世界における新型コロナウイルスの鎮静化が必要であり、今後長い時間を掛けての需要回復を目指す必要があります。

【出国日本人数の推移】

単位：万人



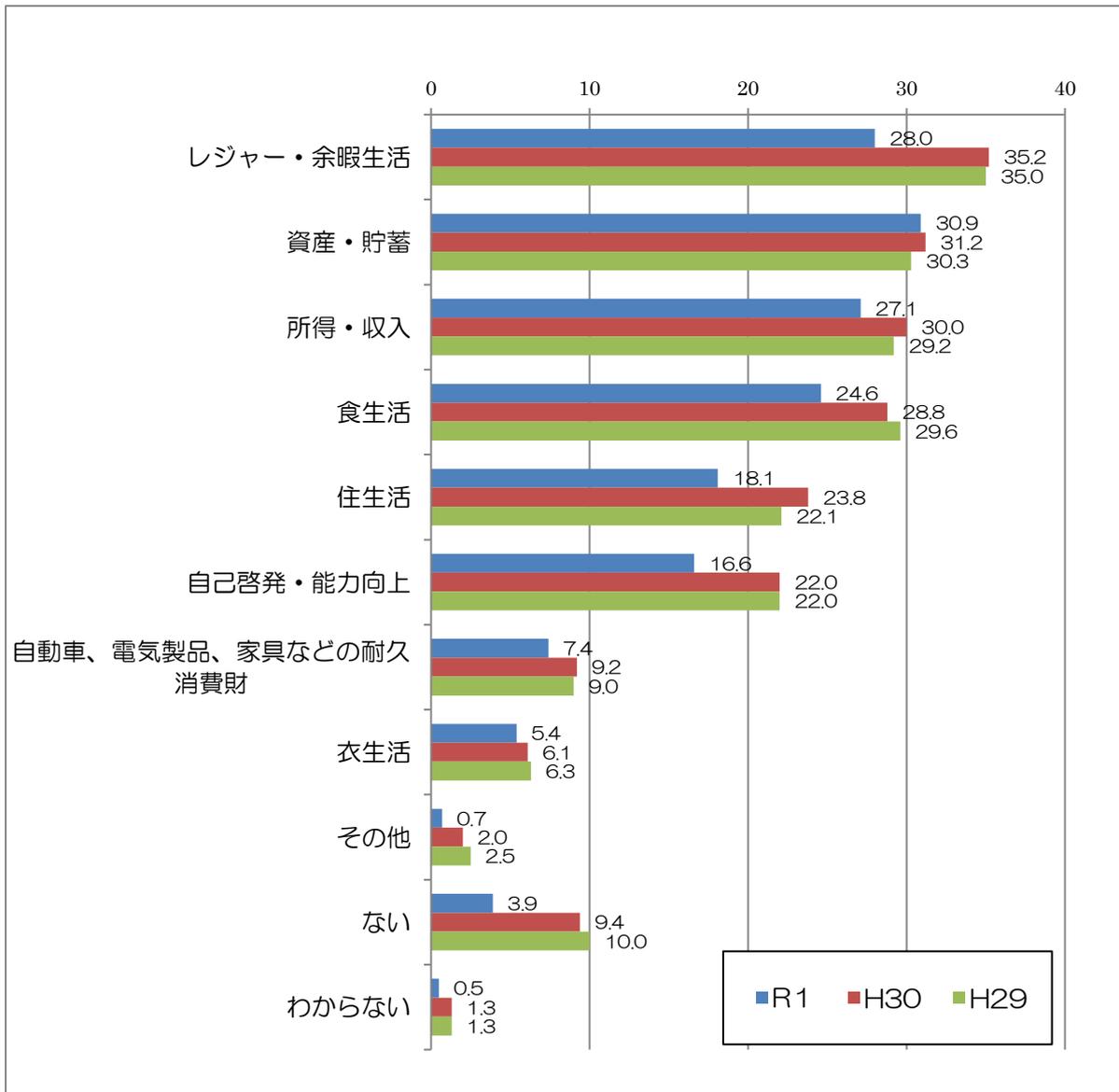
資料：令和3年版観光白書

③旅行に関する意識

国民生活に関する世論調査では、今後の生活において、特にどのような面に力を入れたいかという「今後の生活の力点」の中では、「レジャー・余暇生活」との回答は28.0%と、対前年比で7.2ポイントの減となりました。最も高かったのは「資産・貯蓄」で30.9%となっています。なお、本調査は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、感染拡大防止の観点から、令和2年調査を中止しています。

【国民生活に関する世論調査（今後の生活の力点）】

単位：％



資料：令和元年度国民生活に関する世論調査

(4) 県内の観光の動向

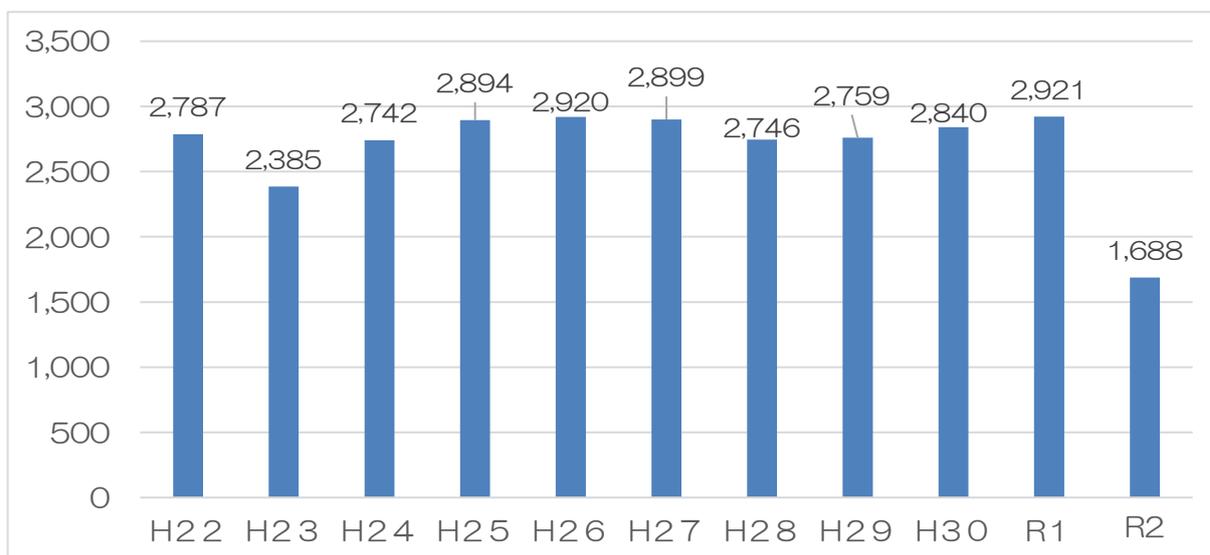
①観光客入込数

岩手県内の観光客入込数は、東日本大震災の影響で、平成 23 年には 2,385 万人回と前年から 14.4%の減少となりましたが、平成 25 年には、震災前の水準まで回復しました。震災後は増加傾向にあり、令和元年には震災後最高の 2,921 万人回に達しました。

しかしながら、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、1,688 万人回となりました。

【年別観光客入込数/岩手県】

単位：万人回



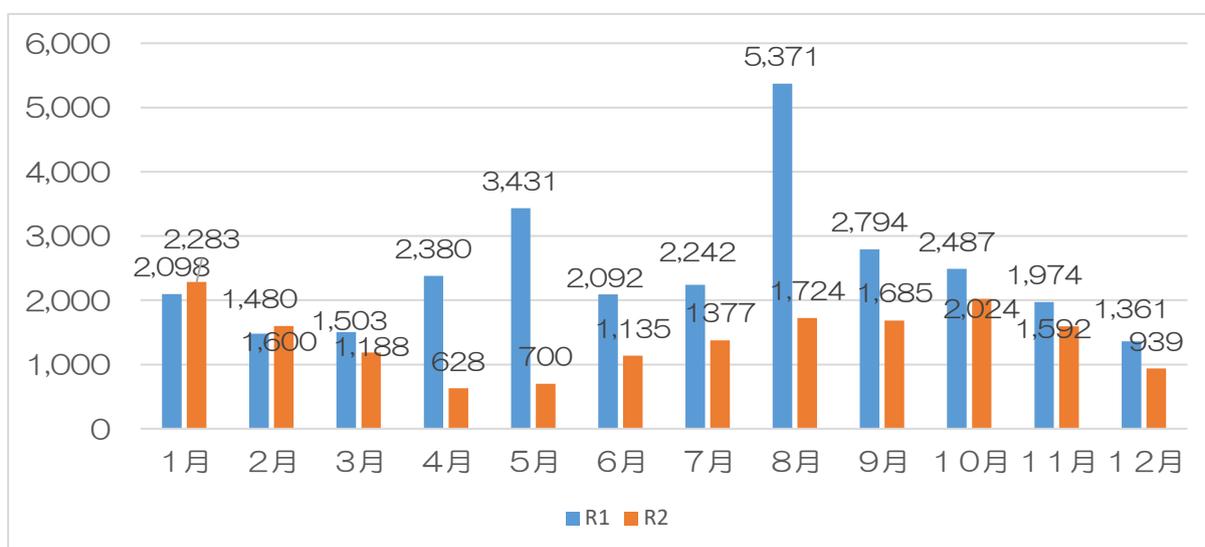
資料：令和 2 年版岩手県観光統計概要

岩手県の令和元年の月別の観光客入込数の最高は、8月の 5,371 万人回でした。

令和 2 年は新型コロナウイルスの拡大が感染され始めた 2 月から大幅に減少傾向となり、GW 期間においても多くの観光施設が閉鎖するなどの影響により、大幅に減少となっています。

【月別観光客入込数/岩手県（令和元年・2年）】

単位：万人回



資料：令和2年版岩手県観光統計概要

【夏期月別入込数/岩手県】

単位：人回

		7月	8月	9月	年合計
岩手県	R2	1,377,775	1,724,130	1,685,183	16,879,246
		8.2%	10.2%	9.9%	100.0%
	R1	2,242,054	5,371,289	2,794,061	29,213,467
		7.7%	18.4%	9.6%	100.0%
	H30	2,185,570	5,069,364	2,582,422	28,402,625
		7.7%	17.8%	9.1%	100.0%
	H29	2,059,499	5,087,443	2,567,396	27,593,859
		7.5%	18.4%	9.3%	100.0%
	H28	2,200,709	5,014,327	2,351,973	27,454,923
		8.0%	18.3%	8.6%	100.0%
	H27	2,253,507	5,173,573	2,892,495	28,994,292
		7.8%	17.8%	10.0%	100.0%

資料：令和2年版岩手県観光統計概要

(5) 宮古市の観光の動向

①観光客入込数

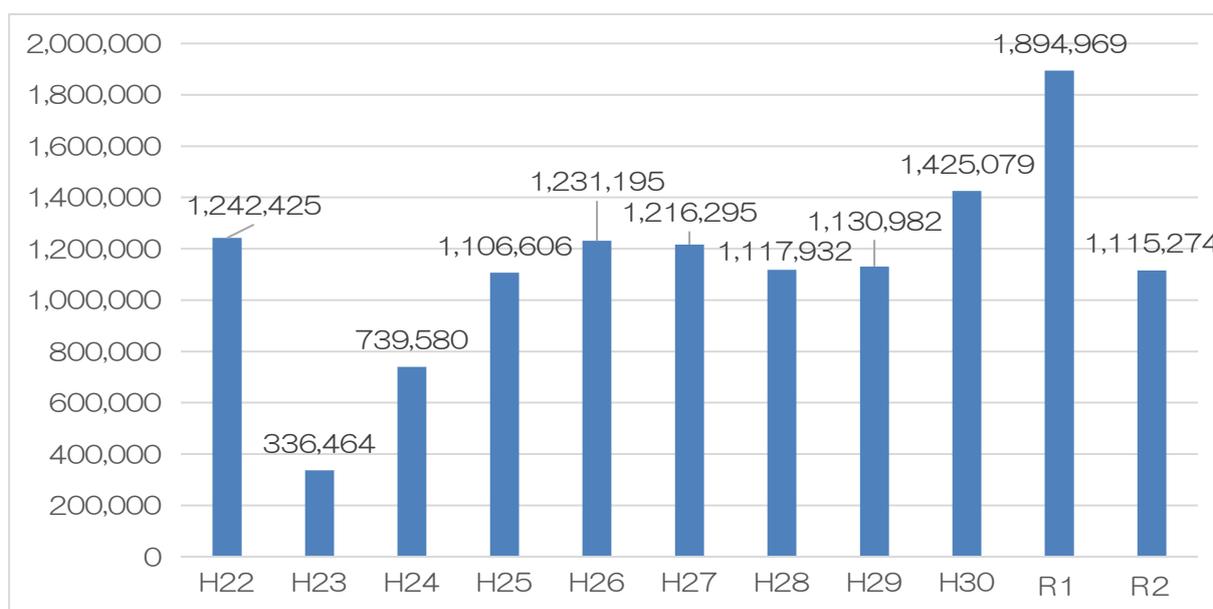
宮古市の観光客入込数は、数値の残る昭和 50 年以降、平成 4 年の 275 万 2 千人を最高に 220 万人以上で継続していましたが、徐々に減少し、震災前の平成 22 年の観光客入込数は 124 万 2 千人でしたが、震災後の平成 23 年は 33 万 6 千人まで落ち込みました。

その後、観光プロモーションや三陸鉄道の知名度向上等の効果により、震災後は増加し、また、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会の開催や三陸鉄道全線開通の効果により、令和元年の宮古市の観光客入込数は 189 万人に達し、平成 22 年を上回りました。

しかしながら、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、111 万人にまで大幅に減少しました。

【年別観光客入込数/宮古市】

単位：人



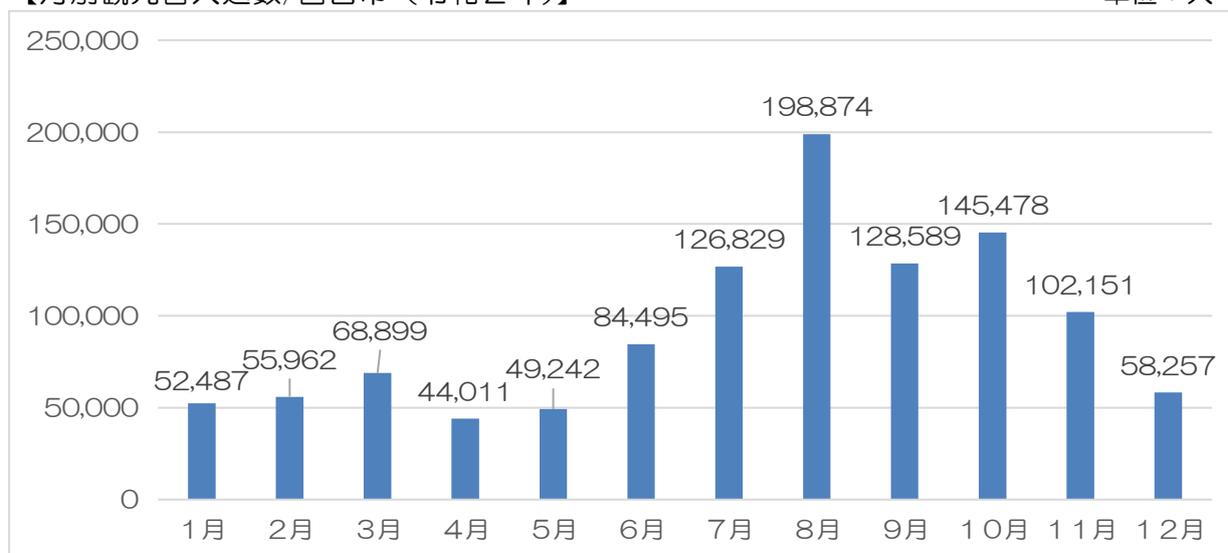
資料：宮古市観光客入込数調査

※観光庁が平成 21 年 12 月に策定した「観光入込客統計に関する共通基準」により、全国共通の調査が可能となった反面、共通基準導入前との比較ができなくなりました。岩手県の共通基準の導入は平成 22 年度からであるので、平成 21 年度以前と平成 22 年度以後の集計方法が異なり、単純な比較ができなくなっています。

宮古市の令和 2 年の月別の観光客入込数の最高は、8 月の 19.8 万人で、過去 3 年間の観光客入込数の傾向を見ても、8 月の入込数が最も多くなっています。

【月別観光客入込数/宮古市（令和2年）】

単位：人



資料：令和2年宮古市観光客入込数調査

【月別入込数/宮古市】

単位：人

		7月	8月	9月	年合計
宮古市	R2	126,829	198,874	128,589	1,115,274
		11.3%	17.8%	11.5%	100.0%
	R1	174,926	341,186	227,327	1,894,785
		9.2%	18.0%	12.0%	100.0%
	H30	151,546	283,237	163,862	1,424,905
		10.6%	19.9%	11.5%	100.0%
	H29	111,900	199,593	122,255	1,130,982
		9.9%	17.6%	10.8%	100.0%
	H28	128,176	243,681	93,974	1,117,932
		11.5%	21.8%	8.4%	100.0%
	H27	124,436	235,400	128,354	1,216,295
		10.2%	19.4%	10.6%	100.0%

②受入施設等の状況

宮古市を取り巻く環境の変化は、大きく二つに分かれます。一つは交通環境の変化、もう一つは観光施設の変化です。交通環境は特にも、道路、鉄道、空路、海路が大きく変化しています。

道路に関しては、平成 30 年 11 月に、国道 340 号立丸峠工区が開通し、また復興道路として三陸沿岸道路の宮古仙台間が、令和 3 年 3 月 6 日に全線開通し、更に復興支援道路として宮古盛岡横断道路が令和 3 年 3 月 28 日に全線開通いたしました。

交通環境の整備により、仙台、盛岡、八戸などからの時間距離が飛躍的に短縮され、内陸や他県からの誘客も期待できます。

鉄道においては、平成 31 年 3 月に、南北リアス線と JR 山田線宮古・釜石間が繋がり、「三陸鉄道リアス線」として一貫運行されました。

第 3 セクター鉄道では日本最長となる 163 キロメートルが鉄路で結ばれ、利用者の利便性が向上しました。

空路では、平成 26 年に、いわて花巻空港に国際定期チャーター便である、花巻－台湾便が就航し、更に平成 31 年には花巻－上海便が就航しました。これにより、中国、台湾からのインバウンドの増加に繋がりました。

海路では、平成 30 年 6 月に岩手県初となる定期フェリーが宮古市と北海道室蘭市を結び、「宮蘭航路」として就航しましたが、令和 2 年 3 月に運航休止となり、現在は宮蘭航路の再開に向けて、気運の醸成を図っています。

以上が、宮古市を取り巻く交通環境の変化です。

観光施設の変化について、宮古市の観光施設や自然公園は東日本大震災により大きく被災しましたが、周辺インフラ整備を含め、震災前とは大きく変化しています。

浄土ヶ浜周辺では、環境省の直轄整備により、海岸歩道をはじめ、トイレ、駐車場、園地内標識などの整備が随時行われており、誰もが使いやすいバリアフリーの環境整備が進んでいます。

平成 21 年度に環境省により整備された浄土ヶ浜ビジターセンターは、三陸復興国立公園の窓口として、案内解説や情報発信に努めており、浄土ヶ浜レストハウスは平成 24 年 7 月に復旧し、宮古市を代表する景勝地への誘客に大きく寄与しています。

このほか県立水産科学館や、小型船による「青の洞窟」ツアーが人気のマリンハウス等があります。

なお、浄土ヶ浜遊覧船は令和 3 年 1 月 11 日で運航終了となりましたが、市民を交

え遊覧船の新たな形の検討を行い、市で新たな遊覧船を建造し、公設民営による遊覧船運航事業を令和4年7月17日から実施する準備を行っております。

宮古駅周辺では平成30年10月に、防災・市民サービス・賑わいの拠点としてイーストピアみやこが開館し、多くの市民や観光客の交流の場として利用されています。

また、宮古駅前総合観光案内所は、外国人観光客の受入態勢の強化を図っており、平成28年に、日本政府観光局（JNTO）により外国人観光案内所カテゴリー2（日本語以外＋2言語での対応可能）の認定を受けました。

田老地区では、三王岩の周辺施設として、平成26年に展望台等が整備され、震災により破損し通行止めになっていた遊歩道は平成30年に復旧しています。

また、津波遺構保存整備事業により整備された「津波遺構たろう観光ホテル」が津波遺構第1号に認定されました。震災の甚大な被害の記憶を風化させることなく、命の大切さを後世に伝えることを目的とした「学ぶ防災ガイド」を平成24年から開始し、現在までに約180万人の方が参加しています。

平成30年に整備が完了した「道の駅たろう」は、被災地区の再生・創生に向けた取り組みが評価され、国土交通省の重点道の駅に認定され、三陸ジオパークのゲートウェイとして、観光やイベントの拠点となっています。

新里地区では、オートキャンプ場、交流施設等を併設した「リバーパークにいさと」があり、閉伊川川下り大会をはじめとする川の体験の会場となっています。また、源兵衛平高原は貴重な動植物が生息する自然と、解放感のある眺望が楽しめます。

川井地区では、山の恵みとともに生活してきた川井地域を紹介する北上山地民俗資料館や薬師塗漆工芸館のほか、早池峰山麓にあるタイムグラ地区には宿泊施設の早池峰山荘やバンガロー村、キャンプ場が整備され早池峰登山や溪流釣りなどに利用されており、木の博物館など森の体験ができる環境も整備されています。

自然公園に関しては、令和元年に東日本大震災の被災地を歩いて支援する環境省のプロジェクト「みちのく潮風トレイル」が全線開通し、青森県八戸市から福島県相馬市までの太平洋沿岸約1,000キロメートルが繋がっており、「トレイルタウン MIYAKO」として、ハイカーに優しい街として認知されることを目標とし、ロングハイカーやインバウンドなどの誘客を行っています。

海水浴場については、東日本大震災で6か所全て被災し閉鎖しましたが、平成24年に浄土ヶ浜海水浴場がいち早く復旧し、平成30年に藤の川海水浴場、令和元年に女遊戸海水浴場、真崎海岸小港海水浴場が復旧・開設しました。蛸の浜海水浴場と前

須加海水浴場を除いたすべての海水浴場が再開しており、期間中は県内外から海水浴客が訪れています。

③宮古市の取り組み

令和2年度に策定した総合計画及び多岐に変化する観光需要に基づき、下記施策について重点的な取り組みを行っています。

- ・三陸ジオパークを活用した地域振興や、防災教育の推進のため、宮古市三陸ジオパーク推進協議会が中心となり、基幹組織である三陸ジオパーク推進協議会との連携のもと、浄土ヶ浜をはじめとする市内のジオサイトを活用した出前授業や保全活動及び誘客を行っています。

- ・環境省等と連携し、みちのく潮風トレイルを活用するとともに、「トレイルタウン MIYAKO」を目指し、ロングハイカーやインバウンドの誘致を図っています。

- ・令和4年7月の遊覧船運航再開に向け、遊覧船の建造、定期航路開設の申請、運営会社を選定などの準備を行っています。

- ・定期的な動態調査によるデータ収集と分析に基づいた観光戦略策定のため、動向分析やデータ収集を行う宮古版DMOを主導する宮古観光文化交流協会との連携を図り、地域ブランドや、新たな地域観光資源の普及促進を図っています。

- ・宮古の食のブランドである「瓶ドン」「宮古トラウトサーモン」「真鱈」などを活用したPR及びイベント等を行い、誘客を図っています。

- ・観光パンフレットや動画、SNSなどのメディアを活用した観光素材の周知宣伝を行います。また、Instagram等の活用により、より幅広い層への周知を図ります。

- ・宮古市の冬の食材を活かした「田老鮭・あわびまつり」「元祖宮古鮭まつり」「宮古真鱈まつり」「重茂早採りわかめ『春いちばん』まつり」「宮古毛ガニまつり」を「みやこ冬の味覚五大まつり」として支援し、観光客の誘客を図っています。

- ・平成19年に「もてなし交流観光都市・宮古」宣言を行い、市民のおもてなし意識の情成をはかるため、もてなし観光文化検定を実施するとともに、地域観光ボランティアの育成を行い、受入体制の強化及び民間活力の醸成を図っています。

- ・大型外国客船の寄港に伴う、インバウンド受入環境整備のため、インバウンドセミナーの開催や、多言語表記案内看板の拡充、キャッシュレス決済の普及促進を行っています。

- ・閉伊川流域の自然を活用した体験観光プログラムの開発、三陸復興国立公園や早池峰国立公園などの自然資源を活用した誘客事業など、森、川、海の豊かな自然素材を

活用した体験型観光の推進を進めています。

- ・防災教育の普及促進のため、津波遺構第1号に認定された、たろう観光ホテルを中心とした「学ぶ防災ガイド」の活用を行っています。
- ・地域おこし協力隊と連携し、体験型観光の窓口一本化等の受入体制の強化を検討し、観光メニューとしての定着化を図っています。
- ・観光拠点施設である、グリーンピア三陸みやこ、シートピアなあと、浄土ヶ浜レストハウス等の管理を行い、観光客の利便性及び観光消費増進の拠点とするとともに、会議室、体験室の活用、災害時の防災拠点としての機能も整備しています。
- ・自然公園施設の維持管理においては、環境省により整備された浄土ヶ浜ビジターセンターの運営に携わるとともに、園地内の利便性、安全性の確保のため、駐車場の整備、支障木の撤去等の維持管理も行っていきます。
- ・月山の包括的な整備のため、山頂までの車道整備を行うとともに、山頂展望台、駐車場の整備、バリアフリー化に取り組んでいます。
- ・浄土ヶ浜地区、三王真崎地区、姉ヶ崎地区、重茂地区、早池峰国定公園区域においては、自然公園保護管理員を配置し、自然公園内の美化清掃、簡易整備などを行い、利用者の安全の確保を行っています。
- ・三陸沿岸道路及び盛岡横断道路を利用した日帰り圏内からの観光客の増加が見込まれることから、観光案内道路看板の整備を行っています。
- ・ワーケーションの普及促進のため、宿泊施設等と連携した情報発信を行っています。
- ・宮古市内7箇所のキャンプ場の利用促進を図るため、周知宣伝活動を行っています。

3. 観光の課題

旅行形態の変化、新型コロナウイルス感染症拡大による観光客の減少など、観光の現状を踏まえ、宮古市の持続可能な観光の復興と振興のために、次の課題の解決を目指します。

(1) 観光拠点の再整備

- ①環境省では浄土ヶ浜園地内の遊歩道などの再整備を実施しており、市としても国や県の整備に歩調を合わせて、より一層の利便性と安全性の向上を図りながら、来訪者を迎える周辺景観を整備する必要があります。

- ②浄土ヶ浜園地内において、倒木等の危険性のある支障木については、優先度を考慮しながら計画的な伐採を行い、安全確保に努める必要があります。
- ③出崎ふ頭先端地区の整備完了に伴い、道の駅「シートピアなあと」を中心とした出崎地区の観光整備を推進する必要があります。
- ④遊覧船の運航開始に伴い、発着地として活用される出崎地区を新たな観光拠点として整備する必要があります。
- ⑤個人旅行や自家用車での移動が増加していることから、三陸沿岸道路、盛岡横断道路からの誘導をスムーズに行うための観光案内誘導看板整備を行う必要があります。
- ⑥市への来訪においては、主たる経由地となる盛岡市からの移動が約90分に短縮されたことから、より近隣圏からの誘客を促進し、来訪目的地として選択されるためにPRを行う必要があります。
- ⑦マイクロツーリズムが普及していく傾向にあり、近隣地域への旅行が増加する傾向にあることから、盛岡市からの移動行程の中に観光スポットを設けるなど、既存施設の活用や新たな観光資源の掘り起こしに取り組む必要があります。

(2) 地域観光資源の活用

- ①従前の地域観光資源の活用に加え、個人旅行の観光客に対応可能な、新たな観光資源の創出に取り組む必要があります。
- ②閉伊川流域を活用した体験型観光素材や、桜や紅葉などの自然観光素材を活用した観光資源の掘り起こしを行う必要があります。
- ③三陸ジオパークを観光資源として活用し、観光資源としての認知度を高めるため、適切な案内などが出来るジオガイドの育成を行う必要があります。
- ④黒森神楽や黒森神社、千徳城跡などの歴史資源や文化資源を新たな観光資源として活用する必要があります。
- ⑤みちのく潮風トレイル利用者に快適なトレッキング環境を提供するなど、「トレイルのまち」として、宮古の魅力と歴史を体感できるトレイルルートの情報発信を行うと共に、ハイカーに優しいトレイルタウンを目指す必要があります。
- ⑥地域の海産物を広く周知すると共に、海産物を集客の目玉とした観光イベント等を実施することにより、地元産業と連携した観光客誘致を図る必要があります。
- ⑦観光客の増加による環境の悪化などにより、地域住民や自然環境に悪影響を与えることのないような配慮を行い、持続的な観光地の推進を図る必要があります。

(3) 体験型観光の推進

- ①浄土ヶ浜、出崎地区を核として、遊覧船や小型船舶を利用した海洋ツーリズムを推進する必要があります。
- ②閉伊川流域の観光資源の有効活用を検討し、体験型観光に活用可能な地域資源の掘り起こしを行う必要があります。
- ③森・川・海の観光資源の洗い出しを行い、それぞれの特性に応じた体験観光プログラムの策定を行う必要があります。
- ④国道106号線を電動自転車のサイクリングコースとして活用するなど、既存設備の再活用を図る必要があります。
- ⑤旅行形態には大きな変化が見込まれており、マイクロツーリズムやワーケーションなどに対応可能な体験観光プログラムを開発する必要があります。
- ⑥修学旅行や防災教育旅行、スポーツ合宿などで活用できる、教育素材となる歴史、伝統、文化の情報発信を行う必要があります。

(4) インバウンドの受入強化

- ①多言語表記看板や多言語表記メニューなどの整備による、インバウンドの受入整備を推進する必要があります。
- ②キャッシュレス化の推進による、外国人観光客の観光消費額を増加させる必要があります。
- ③外国客船寄港時における受入態勢の充実のため、市内事業者を対象とした講習会等を実施する必要があります。
- ④岩手県との直行便が運航されている台湾、中国をターゲットとして、インバウンド誘致営業活動及び受入体制の強化を行う必要があります。

第4章 観光振興の重点施策（コア・プロジェクト）

1. 基本方向

豊かな地域資源が総合的に結びつき、関係団体、市民と連携した持続可能で魅力ある観光地として発展していくため、基本的な方向を定めて取り組みます。

事業の推進にあたっては、国や県の補助事業を活用するなど、効果的に実施できるよう努めます。

観光拠点再整備事業

主要観光拠点の整備を推進すると共に、新たな観光拠点の機能強化及び宮古域内の地域間連携を強化します。

地域観光資源活用事業

「浄土ヶ浜」などに代表される、景勝地を地域観光資源として誘客に活用する以外に、森、川、海の豊かな自然とその恵みを活かした観光資源の掘り起こしと、地域に根ざした文化や歴史の観光資源としての活用に取り組みます。

体験型観光推進事業

遊覧船事業を中心とした海洋ツーリズム推進や、みちのく潮風トレイルのトレッキングなど、鑑賞するだけでなく、来訪者が自ら体験できる新たな観光形態の掘り起こしに取り組みます。

インバウンド受入強化事業

コロナ収束後を見据え、外国客船の寄港などに対応するため、インバウンドの受入体制の強化を図ります。

2. コア・プロジェクトの概要

（1）観光拠点再整備事業

- ①整備された出崎地区を新たな観光拠点として活用するため、「シートピアなあと」を中心とした観光拠点機能強化を図ります。
- ②観光施設等において、観光客が快適な時間を過ごせるように、引き続きユニバーサルデザインの概念に基づいた施設の整備と管理を進めます。

- ③観光施設等における観光案内版等の整備及び、避難路や避難誘導表示の整備拡充など、安心して安全な観光客受入態勢に取り組みます。
- ④国道 106 号沿線の既存施設の活用と新たな施設の整備や観光資源の掘り起こしに取り組み、観光客の移動における負担軽減と観光ポイントの提供を図ります。
- ⑤市内道の駅を観光拠点として活用するための整備を行うと共に、地域内連携の構築と、賑わい空間の創出を図ります。
- ⑥観光文化交流協会や宿泊業者、交通事業者などの観光関係者との情報共有や連携を強化し、観光客の宿泊や二次交通の確保など受入体制を整備します。
- ⑦with、after コロナを見据え、マイクロツーリズムやワーケーションなど、新たな観光形態の構築を推進します。
- ⑧自然公園の美化清掃と関連施設の適切な管理を行います。

(2) 地域観光資源活用事業

- ①宮古地域にありながら、未だ観光資源としての活用が十分ではない素材や、新たな観光資源として活用が期待できる素材の掘り起こしを行います。
- ②自然豊かな閉伊川流域の潜在的な観光資源を活用した体験型観光の構築を図るため、資源の調査及び活用計画について研究します。
- ③環境省、浄土ヶ浜ビジターセンター等と連携し、みちのく潮風トレイルを地域観光資源として活用し、ハイカーが訪れたい街「トレイルタウン MIYAKO」としてブランド化を図ります。
- ④三陸ジオパーク推進協議会、沿岸市町村と連携し、三陸ジオパークの推進を目的とした市内ジオサイトの情報発信や、三陸ジオパーク認定ガイドの育成を行います。
- ⑤黒森神楽などの文化的観光資源や、千徳城跡、黒森神社などの歴史的観光資源の活用に取り組みます。
- ⑥「田老鮭・あわびまつり」「元祖宮古鮭まつり」「宮古真鱈まつり」「重茂早採りわかめ『春いちばん』まつり」「宮古毛ガニまつり」を「みやこ”冬の味覚”五大まつり」として宣伝活動を行い、宿泊客を中心とした観光客誘致に取り組みます。
- ⑦閉伊川流域やみちのく潮風トレイルを活用した、宮古、田老、新里、川井の各地区が連携する観光の構築に取り組みます。
- ⑧観光客のニーズに応えながらも、将来の経済、社会、環境への影響に十分に配慮した、持続可能な観光の確立を目指します。

(3) 体験型観光推進事業

- ①通過型の観光地ではなく、滞在型の観光地として、滞在時間の延伸、観光消費額の増大を目指すツールとして、体験型観光の推進を図ります。
- ②令和4年7月に運航開始予定の遊覧船や、小型船舶を活用した海洋ツーリズムやマリントーリズムの推進に取り組みます。
- ③森・川・海の自然観光素材を取り入れた体験型観光プログラムを開発すると共に、一元化された予約システムの構築に取り組みます。
- ④マイクロツーリズムやワーケーションなど、新たな観光形態に適應した体験型観光資源の掘り起こしに取り組みます。
- ⑤既存の観光資源の検証・整理を行うとともに、自然を活かした複合型体験観光プログラムの開発と及び本市の歴史、伝統、文化等を取り入れた、新たな観光資源の掘り起こしを行います。

(4) インバウンド受入強化

- ①市全体として、インバウンドを迎え入れる体制を整えるため、誰が来てもおもてなしを行えるような市民意識の啓発を行います。
- ②観光地案内板の多言語表記整備及び市内飲食店等の多言語表記メニューの整備促進に取り組みます。
- ③事業者に対してキャッシュレス化に係る費用負担や、トイレの洋式化費用負担などに対する国の補助制度の情報提供を行います。
- ④外国客船寄港時におけるインバウンド対応に係る受入体制整備のため、インバウンドセミナーの実施や観光通訳の養成に取り組みます。
- ⑤アフターコロナを見据え、主に台湾、中国をターゲットとしたインバウンド誘致営業活動に取り組みます。

3. コアプロジェクトの個別施策

施策推進にあたっては個別施策に対応したプロジェクト(事業)を次のように定めます。

(1) 観光拠点整備事業

プロジェクト(事業)	概要
浄土ヶ浜環境整備事業	浄土ヶ浜レストハウス周辺の駐車場等再整備
浄土ヶ浜環境管理事業	浄土ヶ浜園地内の危険木、支障木等除去
浄土ヶ浜ビジターセンター事業	浄土ヶ浜ビジターセンター管理運営市負担金
浄土ヶ浜園地内周遊バス運行事業	浄土ヶ浜園地内周遊バス運行
グリーンピア三陸みやこ改修事業	電気設備改修、体育館トイレ洋式化
シートピアなあと施設改修事業	2階空調換気設備更新
月山山頂等整備事業	アクセス道路改良工事、山頂部整備事業

(2) 地域観光資源活用事業

プロジェクト(事業)	概要
観光イベント開催支援事業	観光資源を活用したイベントの開催
三陸ジオパーク推進事業	三陸ジオパークの推進、協議会への補助
宮古版観光DMO事業	宮古市観光DMOを活用した観光振興のための補助
遊覧船運航(準備)事業	遊覧船の運航に係る運営方針の策定等
宮古もてなしプラン事業	もてなし検定、講習会、もてなし隊支援

(3) 体験型観光促進事業

プロジェクト(事業)	概要
観光宣伝事業	観光パンフレットの作成、予約サイト構築
体験型観光推進事業	森・川・海体験交流事業実行委員会
防災学習ツアー促進事業	学ぶ防災事業補助

(4) インバウンド受入強化事業

プロジェクト(事業)	概要
観光案内表示板等改修事業	多言語観光案内板等の整備

4. 計画推進のスケジュール等

宮古市観光振興ビジョンの推進のために、市総合計画の実施計画との整合性を図りながら、施策の目標とスケジュールを定めて進めていきます。

(1) 施策の目標

観光客の利便性などの向上を図ることにより、受入施設の利用者の増加や、各種イベントなどの来場者数の増加を目指します。

指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
①市内宿泊客数	24.6万人	28.2万人	30万人
②来訪者満足度	—	73.9%	75.0%
③浄土ヶ浜入込数	61.6万人	69.7万人	73.9万人
④観光協会ホームページアクセス数	150,571件	74,958件	95,000件

資料：宮古市総合計画（令和2年3月策定）

目標値の考え方

①市内宿泊客数の増加を目指すもの。

新たな体験型観光プログラム等の充実により、年1%の増加を目指す。

②来訪者満足度の上昇を目指すもの。

4半期ごとに行っている観光客動態調査における満足度の項目（7段階／大変満足、満足、やや満足、普通、やや不満、不満、大変不満）のうち上位2項目の集計比率75%を目指す。

③浄土ヶ浜来訪者数の増加を目指すもの。

最重要観光資源である浄土ヶ浜地区を基準とし、年1%の増加を目指すもの。

浄土ヶ浜地区観光資源：浄土ヶ浜、浄土ヶ浜遊覧船、青の洞窟、浄土ヶ浜ビジターセンター、岩手県立水産科学館、浄土ヶ浜レストハウス、浄土ヶ浜海水浴場

④宮古観光文化交流協会 HP のアクセス数の増加を目指すもの。

インターネットを活用した情報発信を拡充し、年5%の増加を目指す。

(2) スケジュール

各プロジェクト（事業）は、次のスケジュールにより取り組みます。

	4年度	5年度	6年度
浄土ヶ浜環境整備事業	■	■	■
浄土ヶ浜環境管理事業	■	■	■
浄土ヶ浜ビジターセンター事業	■	■	■
浄土ヶ浜園地内周遊バス運行事業	■	■	■
グリーンピア三陸みやこ改修事業	■	■	■
シートピアなあと施設改修事業	■	■	■
月山山頂等整備事業	■	■	■
観光イベント開催支援事業	■	■	■
三陸ジオパーク推進事業	■	■	■
宮古版観光 DMO 事業	■	■	■
遊覧船運航事業	■	■	■
宮古もてなしプラン事業	■	■	■
観光宣伝事業	■	■	■
体験型観光推進事業	■	■	■
防災学習ツアー促進事業	■	■	■
観光案内表示板等改修事業	■	■	■

5. 計画推進のための関係団体との協働

計画を推進していくためには、関係する各種団体等と連携した活動が不可欠です。

「三陸復興国立公園宮古集団施設地区運営協議会」など地域の観光関係者や、「三陸復興国立公園協会」、「三陸ジオパーク推進協議会」、「盛岡・八幡平広域観光推進協議会」などの広域での取り組みと連携して事業の推進にあたります。

また、地域ブランド推進のため、水産業や加工業など、異業種団体との連携も構築し、情報共有、発信を行っていきます。

資料編

■ 宮古市観光審議会について

1 宮古市観光振興ビジョン策定に係る審議会開催状況

	期 日	場 所
令和2年度	令和3年3月31日（水）	イーストピアみやこ会議室1・2
令和3年度	令和3年11月4日（木）	シートピアなあと2階研修ホール
令和3年度	令和4年3月25日（金）	書面送付

2 宮古市観光審議会委員名簿

職名	氏 名	所属等
会長	岩田 智	岩手県立大学宮古短期大学部教授
副会長	佐々木 理江	宮古商工会議所女性会会長
委員	藤田 和也	環境省東北地方環境事務所宮古自然保護官事務所自然保護官
委員	三上 克好	岩手県沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター地域振興課長兼復興推進課長
委員	嶋田 哲也	（一社）宮古観光文化交流協会理事
委員	近江 勇	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合宮古支部専務理事
委員	三浦 健	協同組合宮古市魚菜市场監事
委員	佐々木 隆文	岩手県北自動車株式会社宮古地区統轄長
委員	寶 由夫	NPO法人浄土ヶ浜ネイチャーガイド副理事長
委員	嶋崎 桂	浄土ヶ浜ビジターセンター事務局員
委員	小野寺 美賀子	一般社団法人陸中宮古青年会議所直前理事長
委員	八重樫 真	岩手県北自動車地域事業推進室長
委員	伊藤 史章	三陸鉄道株式会社旅客営業課
委員	大久保 光子	リアス観光株式会社専務取締役
委員	佐々木 フレデリカ	宮古市国際交流協会
委員	加藤 洋一郎	宮古観光創生研究会インバウンド分科会リーダー
委員	松本 徹	一般社団法人陸中宮古青年会議所理事長
委員	山根 真生子	宮古もてなし隊事務局
委員	山根 千春	昭和通りのおかみさんもてなしたい
委員	水木 高志	さんりくESD閉伊川大学校長

3 宮古市観光審議会に関する条例

平成17年6月6日

条例第157号

改正 平成19年6月19日条例第17号

平成21年12月16日条例第30号

(設置)

第1条 宮古市の観光に関し必要な事項を調査審議するため、市長の諮問機関として宮古市観光審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、おおむね次の事項について調査及び審議を行う。

- (1) 観光開発基本計画に関すること。
- (2) 観光資源の保護に関すること。
- (3) 観光資源の開発及び整備に関すること。
- (4) 観光資源の利用に関すること。
- (5) その他観光に関し市長が諮問したこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 観光関係団体の役職員
- (3) 公募による者
- (4) その他必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、産業振興部において処理する。

(平19条例17・一部改正)

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成17年6月6日から施行する。

(平21条例30・旧附則・一部改正)

2 平成21年12月31日までに、下閉伊郡川井村を廃し、その区域を宮古市に編入する前の川井村観光開発審議会条例(昭和46年川井村条例第18号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平21条例30・追加)

3 平成22年1月1日から平成23年3月23日までの間、第3条第1項の規定中「委員20人以内」とあるのは、「委員21人以内」とする。

(平21条例30・追加)

附 則(平成19年6月19日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月16日条例第30号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。